

## <知識編 I (制度)>

### 7. 看護小規模多機能型居宅介護の概要と 整備／サービス利用状況

令和4年11月24日

埼玉県立大学



<目次>

**I-7 看護小規模多機能型居宅介護の概要と整備／サービス利用状況**

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概要 .....	1
2. 看護小規模多機能型居宅介護の整備／サービス利用状況.....	3
3. 看護小規模多機能型居宅介護の利用者の状況 .....	5

## I-7 看護小規模多機能型居宅介護の概要と整備／サービス利用状況

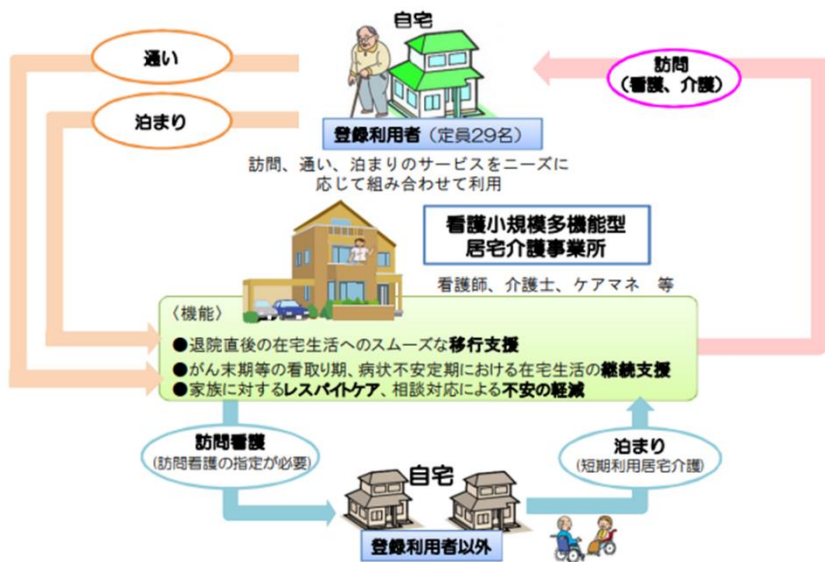
### 1. 看護小規模多機能型居宅介護の概要

#### ポイント

- 看護小規模多機能型居宅介護とは、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応など、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（通い・泊まり・訪問〈看護・介護〉）を24時間365日提供する地域密着型のサービスのことです（図表Ⅰ-7-1）。
- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した「複合型サービス」として、2012年度介護報酬改定で創設されましたが、2015年度介護報酬改定において、サービス内容を具体的にイメージできるよう、現在の名称に変更されました（図表Ⅰ-7-2）。
- 今後も、施設整備量を上回る形で中重度の要介護者が増加していくと見込まれています。医療ニーズが高い中重度の要介護者の在宅生活を支えるサービスとして、非常に期待されているのが、看護小規模多機能型居宅介護です。

図表 I-7-1. 看護小規模多機能型居宅介護の概要

- 退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」）を24時間365日提供。
- また、登録利用者以外に対しても、訪問看護（訪問看護の指定が必要）や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズも有する高齢者の地域での生活を総合的に支える。



出所) 厚生労働省：看護小規模多機能型居宅介護、第179回介護給付費分科会（令和2年7月8日）、資料5より引用

図表 I-7-2. 看護小規模多機能型居宅介護の変遷

年	内容
平成24	<p><b>複合型サービスの創設</b> 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した「複合型サービス」として創設 〈基本報酬（1月につき）〉 要介護1 13,255単位、要介護2 18,150単位、要介護3 25,111単位、要介護4 28,347単位、要介護5 31,934単位</p>
平成27	<p><b>名称改称 「複合型サービス」→「看護小規模多機能型居宅介護」</b> サービス内容を具体的にイメージできるように改称（運営基準事項）</p> <p><b>訪問看護体制強化加算（新設）</b> 中重度の要介護者の医療ニーズに重点的な対応を行っている事業所を評価 2,500単位/月</p>
平成30	<p><b>看護体制強化加算（見直し）</b> 医療ニーズに対応できる介護職員との連携体制やターミナルケアの体制をさらに整備 2,500単位/月 → 看護体制強化加算（I）3,000単位/月（新設） 看護体制強化加算（II）2,500単位/月</p> <p><b>緊急時訪問看護加算（見直し）</b> 中重度の要介護者の在宅生活を支える体制をさらに整備するため、24時間体制を評価 540単位/月 → 574単位/月</p> <p><b>訪問体制強化加算（新設）</b> 訪問を担当する従業者を一定以上配置し、1ヶ月あたり延べ訪問回数が一定以上の事業所に対する評価 1,000単位/月</p> <p><b>指定基準の緩和（省令改正）</b> サービス供給量を増やす観点から、診療所の参入を推進 診療所が有する病床について宿泊室を兼用することを可能とする（新設） 指定を受けるに当たっては 法人であること→法人又は病床を有する診療所を開設している者であること</p> <p><b>サテライト型事業所の創設（省令改正）</b> サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点からサテライト型事業所を創設</p>

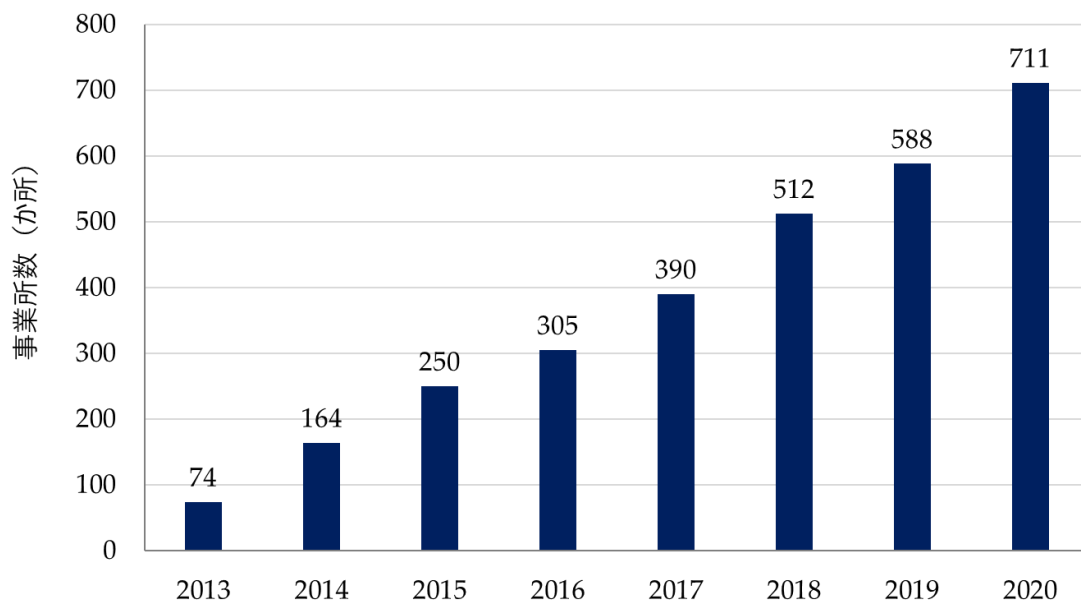
出所) 厚生労働省：看護小規模多機能型居宅介護、第179回介護給付費分科会（令和2年7月8日）、資料5より引用

## 2. 看護小規模多機能型居宅介護の整備／サービス利用状況

### ポイント

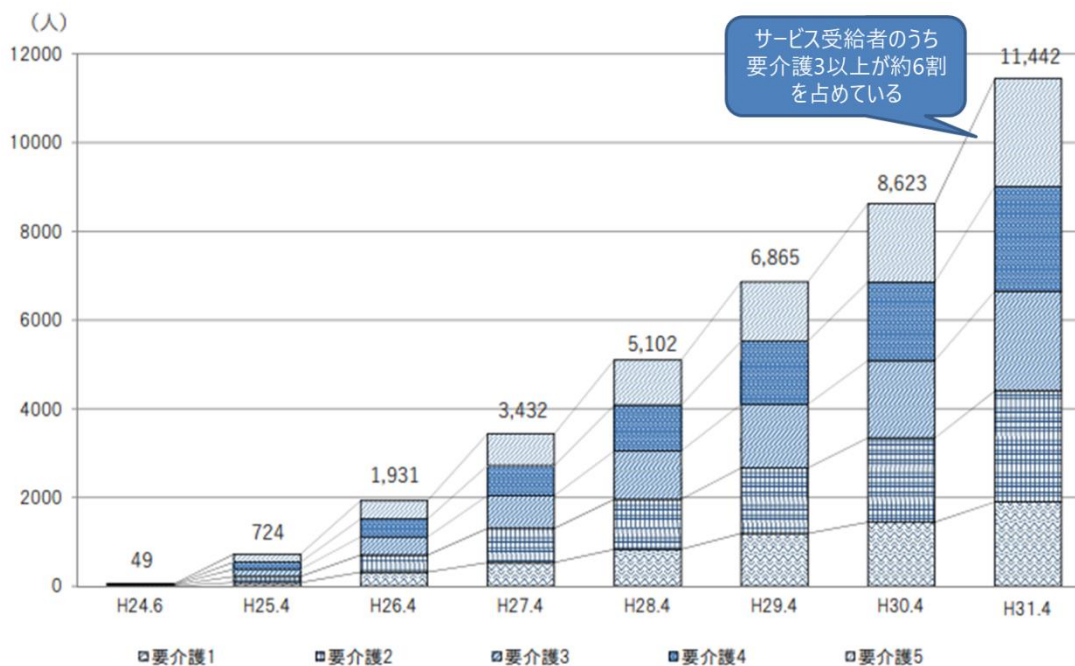
- 2012年に創設された看護小規模多機能型居宅介護の事業所数は年々増加し、2013年の74カ所が、2020年現在711カ所となっています（**図表 I-7-3**）。
- サービス受給者数も年々増加し、2013年の49人が、2019年時点で11,442人にまで増加しています。これを要介護度別にみると、約6割が要介護3以上となっています（**図表 I-7-4**）。

図表 I-7-3. 看護小規模多機能型居宅介護事業所数の推移



出所) 厚生労働省：介護サービス施設・事業所調査より作成

図表 I-7-4. 看護小規模多機能型居宅介護サービス受給者数の推移



出所) 厚生労働省：看護小規模多機能型居宅介護、第179回介護給付費分科会（令和2年7月8日）、資料5より引用

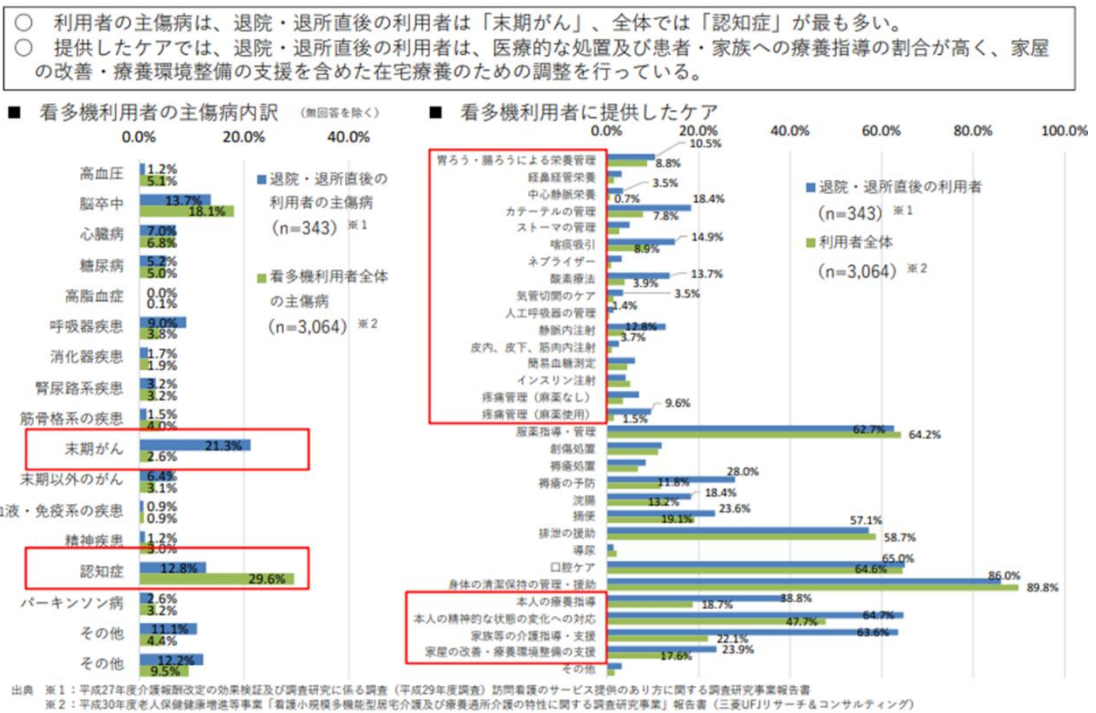
### 3. 看護小規模多機能型居宅介護の利用者の状況

#### ポイント

- サービス利用者の主傷病をみると、利用者全体（n=3,064）では「認知症」が29.6%と最も多く、次いで「脳卒中」18.1%、「心臓病」6.8%の順でした。ここで、退院・退所直後の利用者（n=343）をみると、「末期がん」が21.3%と最も多く、次いで「脳卒中」13.7%、「認知症」12.8%の順でした。退院・退所直後の利用者の約2割が末期がんとなっています（**図表Ⅰ-7-5**）。
- サービス利用者の状態変化としては、「家族の介護負担が軽減し、在宅療養が継続できた」が最も多く、次いで「運動機能の改善が図られた」「入院を回避できた」「在宅療養生活へのスムーズな移行ができた」の順となっていました。退院後の在宅生活に不安のある方に適切に対応できていて、かつ、その後の再入院を防ぐとともに、介護者の負担軽減にも貢献している様子がうかがえます（**図表Ⅰ-7-6**）。

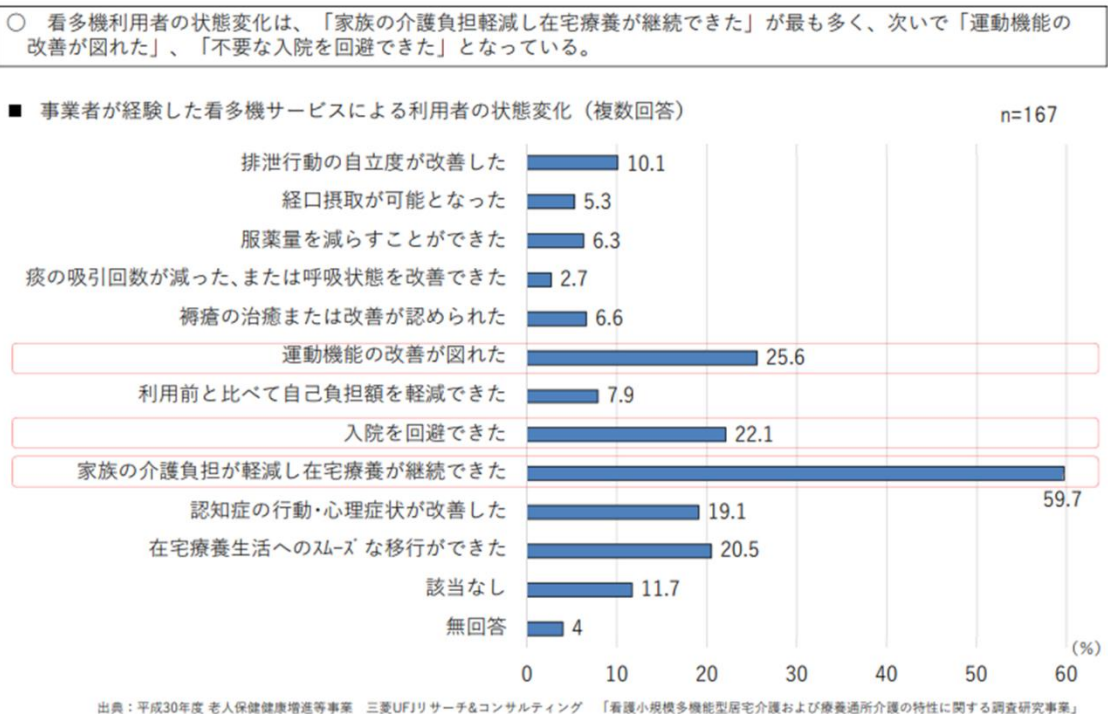


図表 | -7-5. 看護小規模多機能型居宅介護の利用者の状況



出所) 厚生労働省：看護小規模多機能型居宅介護、第179回介護給付費分科会（令和2年7月8日）、資料5より引用 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000666434.pdf>

図表 | -7-6. 看護小規模多機能型居宅介護の利用者の変化



出所) 厚生労働省：看護小規模多機能型居宅介護、第179回介護給付費分科会（令和2年7月8日）、資料5より引用

令和4年度 老人保健健康増進等事業

PDCA サイクルに沿った在宅医療・介護連携推進事業の具体的推進方策に関する調査研究事業

在宅医療・介護連携推進事業をさらに実効性のあるものとするために

# 「事業マネジメント力」を高めよう

オンライン研修会テキスト

知識編Ⅰ(制度)-7 看護小規模多機能型居宅介護の概要と整備／サービス利用状況

発行 公立学校法人 埼玉県立大学

発行日 令和4年11月24日